地域密着型通所介護・第一号通所介護の運営規定

デイサービスセンターくろーばー　運営規程

（事業の目的）

第1条　株式会社くろーばーが開設するデイサービスセンターくろーばー（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護・第一号通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護・第一号通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　指定地域密着型通所介護・第一号通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2　指定地域密着型通所介護・第一号通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名称　　デイサービスセンター くろーばー

②　所在地　　河東郡音更町宝来東町南 2 丁目 11 番地 11

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①　管理者　1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②　従業者

生活相談員　1名（常勤兼務1名、管理者と兼務）

看護職員　　0名

介護職員　　2名（非常勤専従2名）

機能訓練指導員　1名（非常勤兼務1名）

従業者は、指定地域密着型通所介護・指定第一号通所介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①　　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く。

②　営業時間　午前8時30分から午後5時30分までとする。

③　サービス提供時間　午前9時15分から午後4時30分までとする。

（指定地域密着型通所介護・第一号通所介護事業の利用定員）

第6条　指定地域密着型通所介護・第一号通所介護事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位　10名

（指定地域密着型通所介護・第一号通所介護事業の内容及び利用料等）
第7条　指定地域密着型通所介護・指定第一号通所介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護・第一号通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護・第一号通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

① 食事の提供
② 入浴（一般浴）
③ 日常生活動作の機能訓練
④ 健康チェック
⑤ 送迎
⑥ アクティビティ（介護予防）

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護・第一号通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 30円徴収する。
3 食費は、605円を徴収する。
4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）
第8条　生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）
第9条　通常の事業の実施地域は、音更町の区域とする。

（感染症対策）
第10条　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）
第11条　生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）
第12条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。
2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（虐待防止に関する事項）
第13条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定

期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2)虐待防止のための指針を整備する。
(3)虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)
第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)
第15条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、生活相談員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
① 採用時研修 採用後1カ月以内
② 継続研修 年1回
2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社くろーばーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規定は、平成28年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 9月 1日から施行する。
この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。
この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。